

～物価の変動に基づく請負代金額の変更～
工事請負契約書第25条第5項に基づく単品スライド
の適用について

～東北地方整備局第1号の適用（燃料油）～

国土交通省酒田河川国道事務所において、最近の燃料油の高騰を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項（物価の変動に基づく請負代金額の変更いわゆる単品スライド条項）に基づく請負代金額の変更請求があった工事について、協議が成立しましたのでお知らせします。

なお、この単品スライド条項の適用は、東北地方整備局での第1号となりました。

■工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）協議工事概要

工事件名	平成19年度 中山道路改良工事
請負者	山形建設株式会社
工事概要	道路土工（掘削、土砂運搬等）1式
契約日	平成20年 3月 5日
工期末	平成20年 9月12日

■単品スライド協議結果

請求日	平成20年 7月30日
協議開始日	平成20年 9月 6日
スライド契約締結日	平成20年 9月12日
協議対象材料	燃料油類（ダンプトラック等で使用する軽油が対象）

記者発表先：酒田記者クラブ、鶴岡記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所
〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2番地の1
TEL 0234-27-3331（代表）

副所長（道路担当） 堀 喜代志（内線205）

工務第二課長 赤森 充（内線411）